

# 沖縄市乳児等通園支援事業者募集要項

## 第1期募集：令和8年度前期開始事業所

沖縄市役所 こどものまち推進部  
こども企画課

令和8年1月28日

## 1. 募集の目的

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「事業」という。）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業であり、令和8年度から法に基づく新たな給付制度として本格実施する。

沖縄市では、本事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集する。

### ※ 注意事項

- ① 事業実施の応募にあたっては、本要項及び本市条例をはじめ、関係法令を遵守すること。
- ② 令和8年度における利用料及び給付費を参考に健全な運営が可能か検討すること。
- ③ 本事業に係る令和8年度の施設や備品等、事業開設にかかる補助なし。
- ④ 事業実施に当たっては、予約管理機能、データ管理機能及び請求書発行機能を有しているこども誰でも通園制度総合支援システムを利用すること。

※上記4点について十分ご理解いただいた上で、応募をすること。

## 2. 募集概要

### (1) 募集施設数

施設数：指定なし

ただし、「第3期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に定めるニーズ量を上回る見込みがある場合は、選考を行う場合がある。

### (2) 募集対象施設

市内で2年以上保育所等を運営している次の事業者

一般型※	保育所(指導監督基準を満たしている認可外保育所含む。以下同じ。)、認定こども園、家庭的保育事業所等（居宅訪問型事業を除く。以下同じ。）、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
余裕活用型※	保育所（認可外保育施設を除く。）、認定こども園、家庭的保育事業所等

※ 一般型及び余裕活用型については6図中「実施方式」を参照。

※ 新たに敷地外に専用の事業所を設ける場合においては、管理者1人、事業に従事する職員2人以上（内、半数以上は保育士）を配置すること。

### (3) 対象地域

市内全域

### (4) 開所時期

令和8年4月1日から8月1日までの事業開始（ただし、利用者との面談は認

可後より、隨時実施すること。)

### 3. 応募資格等

#### 【社会福祉法人又は学校法人が応募する場合】

沖縄市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）及び児童福祉法（以下「法」という。）第34条の15第3項第4号に掲げられた基準を満たすもの。

#### 【社会福祉法人等以外の者が応募する場合】

条例で定める基準及び法第34条の15第3項各号に掲げられた基準により審査を行う。

##### 審査基準

- (1) 児童福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係法令及び沖縄市の指導を遵守できること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 経済的基礎を有すること。
  - ア) 年間事業費の12分の1以上相当額を普通預金等により保有していること。
  - イ) 直近の会計年度において、その他の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上連續して損失計上していない等、財務内容が適正であること。
  - ウ) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等これらの税金、その他納入すべき公課を滞納していないこと。

- (4) 社会的信望を有すること。

##### 設置者が現に施設を運営している場合

直近に実施された所管庁の監査・指導等において文書指摘を受けていないこと又は指摘の改善がなされていること。

ただし、施設整備に関する指摘を受け、改善がなされていない認可外保育施設であっても、開所までに施設整備又は移転により基準を満たすことが確実に見込まれると判断できる場合は、指摘を受けていない場合と同様とみなす。

- (5) 施設長について

児童福祉事業に熱意のある者で、知識又は経験を有すること。

（次のアからエのいずれかに該当すること。）

ア) 児童福祉施設、保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上の勤務した経験を有すること。

イ)「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）により都道府県知事から又は市町村長から証明書の交付を受けた施設で3年以上勤務した経験を有

すること。

ウ) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けた施設及びこれと同等と認められる施設で 3 年以上勤務した経験を有すること。

エ) 認可外保育施設において 5 年以上勤務した経験を有すること。

(6) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、以下のア及びイの要件のいずれにも該当するか、又はウの要件に該当すること。ただし、イについては、事業者の事業規模等に応じ、市が認める場合において必要に応じて要件を課すこととする。なお、アの「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。)及び乳児等通園支援事業をいう。

ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(7) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)及び沖縄市暴力団排除条例(平成 23 年沖縄市条例第 15 号)に該当しないこと。

## 4. 応募物件の確保及び要件

社会福祉法人又は学校法人以外の者で、不動産を新たに取得又は貸与を受けて経営する乳児等通園支援事業を行う者は、売買承諾書・確約書・仮契約書等を提出することとし、賃貸物件(建物)による整備の場合は、次の条件を満たすこと。

(1) 土地又は建物を賃借して乳児等通園支援事業を開設する場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当すること。

ア) 賃借期間が賃貸借契約において事業開始日から 2 年以上とされ、賃貸借契約に特段の事情がない場合は、契約が自動更新される旨の規定が設けられていること。

- イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、若しくは地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- (2) 貸借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 貸借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (4) 貸与を受ける土地・建物に差押等がされていないこと。
- (5) 原則、貸与を受ける土地・建物に抵当権が設定されていないこと。抵当権が設定された土地・建物で応募する場合は、抵当権が実行された場合の対策方法を提出すること。
- (6) 自己所有の土地・建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。
- (7) 建築確認済証及び検査済証の交付を受けていることが確認できること。  
※検査済証を紛失している場合には台帳記載事項証明書が確認できること。  
※交付を受けている場合であっても、別途要件確認を行うことがある。

## 5. 審査・選考について

- (1) 応募した事業者の中から事前協議書類(書類審査)及び認可・確認申請書類について基準等を満たしているか審査する。
- (2) 必要数を超える場合は、選考を行う場合がある。  
選考については、別途知らせる。
- (3) 審査・選考対象からの除外  
応募者が次の要件に該当する場合は、審査・選考対象から除外とする。
- ア) 事業者の審査・選考に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって、審査・選考委員に直接、間接を問わず接触した場合
- イ) 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ) その他不正な行為があった場合
- (4) 応募のための費用  
応募者は、決定されなかった場合や協議が途中で終了する場合等を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整

備に係る設計業務への支出等については慎重に判断すること。協議のために要した費用についてはすべて応募者の負担とし、市は補償しない。

※決定後、認可に至らなかった場合においても、同様の取り扱いとする。

## (5) 留意事項

認可決定後、同事業者の応募内容（添付書類を含む）に重大なる変更等が生じた場合、協議によってはその決定通知を取り消すことがある。

※ やむを得ず変更する時は、沖縄市との協議が必要。

※ 審査・選考を通過したものを沖縄市子ども・子育て協議会の意見聴取の対象とし、意見聴取の結果、事業に支障が無いと認められる事業者は本市の認可を受けて事業を開始すること。

## 6. 主な要件及び運営内容等

基本的要件	「沖縄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「沖縄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、関係法令及び、国の通知通達、認可要綱等に定められた基準を満たすこと。		
利用対象のこども	年齢：0歳6か月から満3歳未満 ※利用に係る年齢制限は、利用日時点を基準 要件：保育所(企業主導型保育事業以外の認可外保育所を除く。)、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園を利用していないこども ※教育・保育給付認定による施設型給付費等の支給を受けていないこども ※上記要件を満たし、かつ、乳児等支援給付認定を受けたこども		
実施方式	一般型	在園児 合同	専任職員を配置し、保育所等の定員とは別に利用定員を設け、在園児と同じ部屋で預かる方法
		専用室独立実施	専任職員を配置し、保育所等の定員とは別に利用定員を設け、専用室（在園児とは別の部屋）で預かる方法
	余裕活用型		既存施設の利用定員の範囲内で、既存施設の職員配置において在園児と同じ部屋で預かる方法
実施方法	利用時間 の上限	利用限度時間：こども一人当たり月10時間の利用を限度 時間単位で利用可。	

	利用定員及び利用枠の設定	定期利用又は柔軟利用若しくはその両方により、開所日ごとに利用枠を設定。利用枠は、運営規程に定める利用定員の範囲内で決定し、利用定員を超過して受け入れることは認められない。 ※ ただし、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業者が応募する場合には、原則、利用定員を下げるることは認められない。							
	利用方法	定期利用	利用する事業所、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法。						
		柔軟利用	利用する事業所、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法。						
	応諾義務	利用可能枠（月 10 時間）の範囲において利用の申し込みがあった場合には、乳児等支援給付認定を受けたこどもに対して支援の提供を行わなければならない。ただし、提供体制が整わない等、正当な理由により支援の提供が困難であると市が判断した場合には、この限りではない。							
開所時間等	実施事業者において運営規程にて定めること。								
職員配置	一般型	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 資格 職員の半数以上は保育士とし、原則として配置基準に関わらず2名を下回ることはできない。 ただし、既存保育所等の保育士による支援が受けられる状況にある場合は保育士1名で保育できる利用児童の範囲内において、1名とすることができます。							
	余裕活用型	施設又は事業所の区分に応じた基準により、在園児、利用乳幼児を合わせた人数に応じて算出した職員数・資格施設又は事業所の区分に応じた基準							
保育室等	【0・1歳児】乳児室、ほいく室 3.3 m <sup>2</sup> 以上／1人 【2歳児】保育室又は遊戯室 1.98 m <sup>2</sup> 以上／1人 ※ 乳児（おおむね満1歳未満の児童）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。								
利用料等	ア 利用料 一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者において利用料を定め徴収する。 イ 減免対象 生活保護世帯、非課税世帯等は、利用料の減免対象となる。 ※事業所において、市が認めた家庭のこどもが利用する際に、利用料の減額を行った場合、生活困窮家庭等負担軽減加算として、減額分が市から給付される。（注：上限あり）								

		【参考】																		
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">対象</td><td style="text-align: center;">利用料（子ども一人1時間当たり）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般世帯</td><td style="text-align: center;">300円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護世帯</td><td style="text-align: center;">0円（市から300円を上限に給付）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村民税所得割合 算額 77,101円未満</td><td style="text-align: center;">100円（市から200円を上限に給付）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">要保護児童対策地域 協議会に登録された 要支援児童及び要保 護児童のいる世帯</td><td style="text-align: center;">100円（市から200円を上限に給付）</td></tr> </table>	対象	利用料（子ども一人1時間当たり）	一般世帯	300円	生活保護世帯	0円（市から300円を上限に給付）	市町村民税所得割合 算額 77,101円未満	100円（市から200円を上限に給付）	要保護児童対策地域 協議会に登録された 要支援児童及び要保 護児童のいる世帯	100円（市から200円を上限に給付）									
対象	利用料（子ども一人1時間当たり）																			
一般世帯	300円																			
生活保護世帯	0円（市から300円を上限に給付）																			
市町村民税所得割合 算額 77,101円未満	100円（市から200円を上限に給付）																			
要保護児童対策地域 協議会に登録された 要支援児童及び要保 護児童のいる世帯	100円（市から200円を上限に給付）																			
		<p>ウ 実費徴収 利用料金に加えて、給食提供などの実費相当額については、実施事業者が重要事項説明書等で定め、保護者から同意を得たうえで徴収することができる。</p> <p>エ 利用対象者の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は、施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用保護者に対して、その根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について初回面談にて説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。</p>																		
給付費	<p>事業実施に係る給付費は、公定価格に基づき、利用実績（利用時間）により市から給付する。</p> <p>【単価及び加算】 ※公費分（市から事業者へ支払い）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">年度当初の年齢</td><td style="text-align: center;">単価（子ども一人1時間当たり）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0歳児</td><td style="text-align: center;">1,700円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1歳児・2歳児</td><td style="text-align: center;">1,400円</td></tr> </table> <p>【加算】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">対象</td><td style="text-align: center;">加算（子ども一人1時間当たり）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい児</td><td style="text-align: center;">600円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療的ケア児</td><td style="text-align: center;">2,500円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">要支援家庭のこども</td><td style="text-align: center;">600円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">初回対応加算※1</td><td style="text-align: center;">0歳児：1,700円、 1・2歳児：1,400円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">保護者面談加算(30分以上の面 談を実施した場合1回あたり)</td><td style="text-align: center;">1,400円</td></tr> </table> <p>※年齢は当該年度の4月1日時点を基準とする。</p> <p>※1 事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。</p> <p>事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行</p>	年度当初の年齢	単価（子ども一人1時間当たり）	0歳児	1,700円	1歳児・2歳児	1,400円	対象	加算（子ども一人1時間当たり）	障がい児	600円	医療的ケア児	2,500円	要支援家庭のこども	600円	初回対応加算※1	0歳児：1,700円、 1・2歳児：1,400円	保護者面談加算(30分以上の面 談を実施した場合1回あたり)	1,400円	
年度当初の年齢	単価（子ども一人1時間当たり）																			
0歳児	1,700円																			
1歳児・2歳児	1,400円																			
対象	加算（子ども一人1時間当たり）																			
障がい児	600円																			
医療的ケア児	2,500円																			
要支援家庭のこども	600円																			
初回対応加算※1	0歳児：1,700円、 1・2歳児：1,400円																			
保護者面談加算(30分以上の面 談を実施した場合1回あたり)	1,400円																			

	う場合は、別途、個別に 15 分以上実施) 事後面談：10 分以上実施	
給食を提供する場合 ※提供の有無については、事業者が判断	設備	調理設備（保育室と区画され安全性が確保されていること。） ※外部搬入の場合は、加熱、保存等の機能が必要
	外部搬入	外部搬入により食事を提供する場合には、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日付けこども家庭庁成育局長通知）第2の5における「外部搬入により食事の提供を行う場合の要件」を踏まえること。
	提供	離乳食や食物アレルギー等、配慮を要する児童の対応食など個々に配慮し提供すること。
施設設備	便所には手洗い場を完備、沐浴設備設置、転落防止設備、非常警報器具、防火カーテン、換気、照明、採光、保健衛生等利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮をし、設けられていること。 保育室を2階以上に設置する場合、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に掲げる要件を満たすこと。	
全体的な計画及び個別計画の作成	発達に応じた子どもの育ちに適した安全な環境を整えるため、子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた個別計画作成が必要。「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）を踏まえ、児童の育ちに関する計画及び記録を作成すること。	
障がい児等への支援の提供	提供体制の整備	障がい児、医療的ケアを必要とする子ども及び配慮が必要な児童やその保護者が、当該事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めること。
	配慮が必要な家庭への対応	利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、こども相談・健康課に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。
	公定価格の加算適用	障がい児又は医療的ケア児への支援の提供については、公定価格の加算適用のため、事前に市に協議を行うこと。
職員の研修	事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	
保護者との連携	利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得る様、努めること。	
衛生・健康管理	職員の健康診断は少なくとも年1回行わなければならない。特に調理・調乳の業務を行うものについては、その実施につき綿密な注意を払い、また月1回の検便を実施すること。	

	※2018改訂版保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省平成30年3月)に基づき対応するものとする。
事故発生時の対応及び再発防止	<p>事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</p> <p>②事故が発生した場合又はその危険性がある場合において、これらの事実が施設長に報告され、その原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該施設の全職員に周知される体制を整備すること。</p> <p>③定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、当該施設の全職員に対して研修を行うこと。</p>
非常災害等	<p>①非常災害に備えるため、具体的計画を立て、これに対する不断の注意と少なくとも毎月1回、避難・消火に関する訓練を行うこと。また、訓練内容を記録すること。既存の非常災害計画や避難訓練実施計画を有する施設は、乳児等通園支援事業に必要な内容を追記すること。</p> <p>②消防法第8条に規定する防火管理者を設置すること。</p>
賠償責任保険	事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、複数の業者の保険内容を精査し、有効な賠償責任保険等に加入すること。
秘密の保持	事業者及びその職員は、正当な理由がなく、乳幼児を保育するに当たって知り得た秘密(個人情報含む)を漏らしてはならない。また、職員であった者がその業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応	<p>①利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②市から指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うこと</p>
評価・改善及び運営内容の説明	<p>①事業者及びその職員は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>②事業者及びその職員は、定期的に保育の質の評価を受けてそれらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めること。</p>
経理等	①収支の状況を明らかにする帳簿を整理し、適正な会計管理をすること。

	<p>② 専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。</p> <p>③ 事業所を運営するにあたり、毎月の給付費や市等への報告事項等、その他庶務全般に関わる事務を処理すること。また、事務に専念する職員を配置するよう努めること。</p>
事務所に備える帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。
指導監査	年度ごとに1回以上 児童福祉法第34条16第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査。
市との協力体制	沖縄市の保育事業の一翼を担う認可保育所等であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力すること。

## 7. 手続きについて

### (1) 応募意向表明受付

期 間：～令和8年2月6日（金）

受付等：「乳児等通園支援事業の認可申請に係る意向表明書」に必要事項を記載しこども企画課までメールにて提出。

提出後、こども企画課までメール到着の確認電話を行うこと。

※令和8年2月10日（火）までに事前協議案内メールを送信。期日までにメールが届かない場合は、再度、電話にて確認すること。

メールアドレス：[a101ko\\_kikaku@city.okinawa.lg.jp](mailto:a101ko_kikaku@city.okinawa.lg.jp)

電話番号：098-939-1212（内線3403・3402）

(2) 事前協議受付：申請には事前協議が必要。(1)のメールを確認し、必ず電話にて「事前協議受付予約」を行うこと。なお、申し込み状況によっては希望日時に対応ができない場合があるため、あらかじめご了承のこと。

(3) 事前協議受付期間：事前協議ご案内メール送信日から  
令和8年2月24日（火）まで

(4) 認定・確認申請受付期間：事前協議後から  
令和8年3月10日（火）まで

午前9時から午後5時（12時から午後1時除く。）

※土曜日、日曜日、祝祭日等の市役所閉庁日は除く。

（5）受付場所：沖縄市役所 こども企画課（2階）

（6）提出方法：直接持参 ※郵送は不可とする。

（7）提出書類：原本（正）1部・副本1部（施設用）

【提出書類一覧】参照

※選考になった場合は、必要部数を後日連絡。

記載された書類以外についても必要に応じて追加書類を求める場合  
がある。

## 8. 提出書類一覧

別紙参照

※応募書類は、1部ずつA4サイズの自立タイプ  
のパイプ式ファイル等に綴じて、  
項目番号ごとに間紙を入れて、  
インデックス（番号・項目名）を付けること。  
表紙・背表紙に次のとおりに表示すること。  
令和8年度 乳児等通園支援事業認可応募  
書類(正)又は(副)  
(事業者名)

令和8年度  
乳児等通園支援事業認可応募書類(正)

又は(副)

(事業者名)

（正）令和8年度乳児等通園支援事業認可応募書類

## 9. スケジュール

### 事前協議から事業開始までのスケジュール

- ・応募意向表明受付〆切 令和8年2月6日（金）
- ・事前協議〆切 令和8年2月24日（火）
- ・認定・確認申請〆切 令和8年3月10日（火）
- ・審査結果通知 令和8年3月中旬頃
- ・事業開始日 令和8年4月1日以降

### 【注意事項】

- ① 申し込みにあたって、提出された書類等は返却不可とする。
  - ② 応募書類が期限までに揃わなかった場合は申請を受付不可とする。
  - ③ 虚偽の記載があった場合には、決定を取り消す場合あり。
  - ④ 本募集要項の記載内容については、国及び沖縄市の制度改革に伴い変更する場合あり。
  - ⑤ 本申請にかかる提出書類については原則、情報公開の対象となる。
- ※ただし、個人情報は除く。

## 10. お問い合わせ先

沖縄市役所 こどものまち推進部 こども企画課

【電話番号】098-939-1212（内線3403・3402）

【担当】新垣・西銘